

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年九月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年九月二十六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木村 和正

路線名	藤岡本庄線
供用開始の区間	児玉郡上里町大字藤木戸字寺西二番一 地先から同郡同町大字長浜字藤木戸前 一〇六六番一地先まで
供用開始の期日	令和五年九月二十六日
備考	平成二十八年三月十八日付 け埼玉県本庄県土整備事務 所長告示第三号で告示した 道路予定区域の一部供用開 始である。延長六五・七六メ ートル